

草津市（仮称）野村スポーツゾーン整備基本構想検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 草津市立野村運動公園とその周辺地域の一体的な土地利用を検討し、（仮称）野村スポーツゾーン整備の基本構想（以下「基本構想」という。）を策定するにあたり、幅広い観点から検討を行い、様々な意見を反映させるため、（仮称）野村スポーツゾーン整備基本構想検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 基本構想の検討
- (2) 基本構想の策定に係る助言
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

（構成）

第3条 委員会の委員は、15人以内とする。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 公募による市民
- (4) その他市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員会の委員の任期は、委嘱の日から平成25年8月31日までとする。

（役員）

第5条 委員会に委員長および副委員長を置く。

2 委員長および副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長がこれに当たる。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて、意見等を聞くことができる。

5 会議は、原則として公開することとし、公開に関して必要な事項は別に定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総合政策部企画調整課および教育委員会事務局スポーツ保健課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年9月14日から施行する。